

名鉄グループ人権方針

私たち名鉄グループは、「地域価値の向上に努め、永く社会に貢献する」という使命に基づき、ここに「名鉄グループ人権方針」を定め、企業の社会的責任を果たすべく、人権尊重の取り組みを推進していきます。

1. 基本的な考え方

(1) 人権の尊重

名鉄グループは、事業活動を行う国又は地域の法令等を遵守するとともに、人権に関する国際規範※を支持し、地域社会、お客さま、労働者、お取引先さま等全ての人々の人権を尊重します。 ※国連「国際人権章典」（「世界人権宣言」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」）、国際労働機関（ILO）「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」、国連「ビジネス と人権に関する指導原則」等

(2) 差別の禁止

名鉄グループは、雇用を含む事業活動におけるあらゆる場面において、人種、国籍、性別、出身、障がい、宗教、信条 等を理由とした差別を決して行いません。

(3) ハラスメントの禁止

名鉄グループは、身体的・精神的な虐待や様々な嫌がらせ等のあらゆるハラスメントを禁止します。

(4) 結社の自由及び団体交渉権、その他労働者の権利の尊重

名鉄グループは、労働環境や賃金水準等について労使間協議を実現する手段としての団結権および団体交渉権、その他労働者の権利を尊重し、労使間の対話や協議を通じて良好な労使関係の構築に努めます。

(5) 強制労働の禁止

名鉄グループは、強制労働を認めず、国際規範や法令等に従った適切な雇用管理を行います。

(6) 児童労働の禁止

名鉄グループは、法令等で定められた最低就業年齢に満たない児童を労働させません。

(7) 労働時間の適切な管理

名鉄グループは、法令等に基づき、労働時間の適切な管理を行い、過重労働の防止に努めます。

(8) 適切な賃金の支払

名鉄グループは、適用される賃金に関するすべての法令を遵守すると共に、生活賃金（日本国内においては、最低賃金法に定める賃金）以上の賃金を支払います。また、不当な賃金の減額を行いません。

(9) 同一労働同一賃金

名鉄グループは、法令等に従い、同じ職制において性別等で差別することなく同一労働同一賃金とするなど、適正な労働条件と働きやすい労働環境の整備に努めます。

(10) 健康・安全・衛生への配慮

名鉄グループは、労働者が安全で衛生的かつ健康的に働くことのできる職場環境を確保し、事故や災害、疾病の予防に努めます。

(11) 適用範囲

この方針は名古屋鉄道および名鉄グループ全ての役員・従業員に適用します。

2. 人権尊重の取り組み

(1) 人権啓発

この方針を名鉄グループ全ての事業活動に反映させるため、役員・従業員に対して適切な研修を行い、人権に対する意識を高めます。

(2) 人権デューディリジェンスの実施

名鉄グループは全ての事業活動が人権に及ぼす負の影響を特定するため、ステークホルダーとの対話を積極的に進めるとともに、その影響に対しての防止・軽減を図ります。

(3) 人権を尊重する職場環境の醸成

名鉄グループは、役員・従業員が互いに違いを認め、円滑な事業活動を推進できるよう、積極的にコミュニケーションをとることにより、あらゆる人権侵害を未然に防ぐように努めます。

(4) 情報開示

名鉄グループは、人権啓発の取り組みについて、Web サイト等で情報を公開します。

(5) 救済

名鉄グループは、全ての事業活動において、人権を侵害する恐れがある事象が明らかになった場合においては速やかに調査を実施し、適切な措置を講じることで、その救済に努めてまいります。

2023 年 4 月 1 日策定

2026 年 3 月 31 日改定

※ この方針は代表取締役社長を委員長とする ESG 推進委員会にて承認されました。